

神奈川県立鶴見養護学校 後援会会則

第1条 名称

本会は、神奈川県立鶴見養護学校後援会と称し、事務局を神奈川県立鶴見養護学校に置く。(事務局所在地：横浜市鶴見区駒岡4-40-1)

第2条 目的

本会は、神奈川県立鶴見養護学校に在籍している子どもたちが、よりよい教育を享受できるよう寄与するとともに、障害のある児童生徒及び卒業生等が豊かな地域生活を過ごすことができるような支援を目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 学校の教育活動の支援に関する事
- ② 児童生徒の学習や通学の支援に関する事
- ③ 災害時の支援に関する事
- ④ 社会参加への支援に関する事
- ⑤ 学校の施設設備整備の支援に関する事
- ⑥ P T A活動の支援に関する事
- ⑦ 余暇活動の支援に関する事
- ⑧ その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 会員

会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力するもの及び会費を納入したものとする。

2 県立鶴見養護学校P T A会員の保護者は、P T A活動をとおして後援会との協力のもと活動する。但し、後援会への入会を妨げるものではない。

第5条 役員

本会には、次の役員を置き、役員会とする。

- ① 会長1名
- ② 副会長4名
- ③ 相談役若干名
- ④ 会計2名
- ⑤ 庶務若干名
- ⑥ 事務局長1名
- ⑦ 会計監査2名
- ⑧ 顧問1名

第6条 役員を選出

役員は、総会で選出する。役員に欠員を生じたときは、役員会の承認を得て会長が任命する。なお、会計及び会計監査は、鶴見養護学校職員以外のものをもって充てる。

第7条 役員の任務

役員は、次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し、総会及び役員会を招集する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。また、副

会長は総会における司会を担当する。

- ③ 相談役は、会の運営その他に関する会長からの相談に応じる。
- ④ 会計は、収入及び支出に関する事務を行う。
- ⑤ 庶務は、会務に関する事務を行う。
- ⑥ 事務局長は、会務に関する事務のとりまとめを行う。
- ⑦ 会計監査は、本会の会計事務を監査する。

第8条 役員任期

役員任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

第9条 総会

総会は、次のとおりとする。

- ① 本会は、年1回、年度初めに定期総会を開く。また、必要に応じ臨時総会を開くことができる。なお、欠席者は、委任状の提出をもって総会に出席したものとする。
- ② 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立する。
- ③ 総会は、本会の最高議決機関とし、次の事項を審議する。
 - ア、事業報告及び決算の承認
 - イ、事業計画及び予算案の承認
 - ウ、役員選出
 - エ、その他、必要な事項
- ④ 総会の議長は、出席者の中から選出する。

第10条 役員会

役員会は、会長が招集し、総会の議決に基づき会務を執行する。会長は、必要に応じて校長、副校長、教頭その他の学校職員の出席を求めることができる。

第11条 専門委員会

事業を推進するにあたり、必要によって専門委員会をおくことができる。専門委員会の設置等については、別に定める。

第12条 議事

総会並びに役員会の議決は出席者の過半数による。

第13条 経費及び会費

本会の経理は、次のとおりとする。

- ① 本会の経費は、会費及び寄付金並びにその他の収入をもって充てる。
- ② 本会の会費は、年額1,000円とする。但し、鶴見養護学校卒業生については、300円とする。
- ③ 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

この会則は、平成19年3月24日より施行する。

(附則)

この会則は、平成20年6月21日より施行する。